

随意契約結果及び契約の内容

工 事 名	佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事(その6)）
工事概要	<p>(土木分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの樋門からの排水施設新設に係る付帯土木工事 一式</li> </ul> <p>(設備分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの樋門からの排水施設新設に係る付帯電気工事 一式</li> <li>・構内配電線路工事 一式</li> </ul>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原康雄 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
契 約 年 月 日	令和6年3月28日
契 約 業 者 名	佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市博多区住吉4-1-27
契 約 金 額	21,112,080,000円（税込み）
予 定 価 格	21,112,181,794円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>本案件は、周辺海域のノリ養殖に配慮した排水とする必要があることなどから、極めて特殊な条件下での施工になる。このような条件のもと、本案件に係る施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工を念頭に置いた技術的な知見を検討に反映することが必要である。このような状況下で、高度で専門的な施工の知見等を設計業務に反映させる必要があるため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ））を採用し、技術提案を求めた。</p> <p>選定にあたっては、目的達成のために総合的に最も評価の高い技術提案を行った佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体を優先交渉権者とし、当該技術を反映する業務を契約締結した。</p> <p>本工事は、この技術提案に基づく工事を行うものであり、技術提案者である佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体が工事の実施に最も適した者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行う。</p>
工 事 場 所	佐賀県佐賀市
工 事 種 別	土木一式工事 及び 設備一式工事
工 期（自）	令和6年3月29日
工 期（至）	令和7年5月31日 ただし、一時貯留池流入施設、海水取水ポンプ場、海水取水ピット、堤防乗越配管架台、地盤改良工、受変電設備については、令和7年3月14日までとする。
備 考	

## 佐賀駐屯地（仮称）新設に係る契約者の選定経緯

### 1. 工事概要

#### (1) 発注者

九州防衛局

#### (2) 工事名

佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事（その6））

#### (3) 工事場所

佐賀県佐賀市

#### (4) 工事内容

（土木分）

- ・ 2つの樋門からの排水施設新設に係る付帯土木工事 一式

（設備分）

- ・ 2つの樋門からの排水施設新設に係る付帯電気工事 一式
- ・ 構内配電線路工事 一式

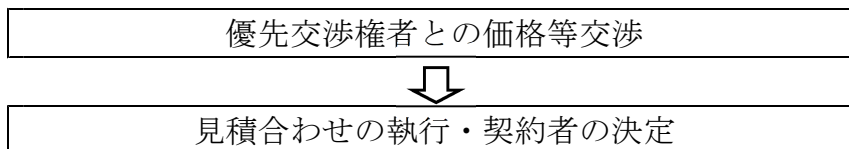
#### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年5月31日まで

ただし、一時貯留池流入施設、海水取水ポンプ場、海水取水ピット、堤防乗越配管架台、地盤改良工、受変電設備については、令和7年3月14日までとする。

### 2. 工事契約の経緯

#### (1) 契約者決定の流れ



#### (2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表-6のとおりである。

表-6 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和6年2月5日 ～令和6年2月27日	価格等交渉（土木、建築、設備）

令和6年2月29日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取
令和6年3月6日	競争参加資格・指名審査委員会（契約相手方特定）
令和6年3月28日	建設工事請負契約

(3) 工事实施者の選定方法

優先交渉権者と価格等の交渉及び見積合わせを行い、価格等の交渉が成立し、かつ、予定価格を下回った場合に工事の契約相手方とする。

(4) 工事实施者の選定体制

契約相手方の特定は、九州防衛局競争参加資格・指名審査委員会に諮ったうえで決定した。

また、契約相手方の特定について中立性・公平性を確保するため、価格等の交渉の段階で表 - 2 の学識経験者に対して意見聴取を行った。

3. 工事契約に係る価格等交渉

(1) 経過

工事契約に関して優先交渉権者と価格等交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

(土木)

【第1回】令和6年2月8日

優先交渉権者から提出された見積書について、見積書の積算条件、施工条件、施工方法、積算数量、積算基準を確認した。

【第2回】令和6年2月16日

第1回交渉で確認した内容に加え、材料単価、見積単価の根拠を確認した。

【第3回】令和6年2月21日

標準歩掛を使用する項目に関し、積算基準等と著しく乖離していないことを確認した。

見積歩掛及び見積単価を採用する項目に関し、その根拠として信頼性のある資料があるか確認した。

見積歩掛を採用するものについては、施工中に歩掛調査を行うことを確認した。

見積単価については、別途特別調査を実施することを確認した。

当省で同様の積算条件で積算を行った結果、著しく乖離していないことを確認した。

(設備)

【第1回】令和6年2月9日

優先交渉権者から提出された見積書について、見積書の積算条件、施工条件、積算数量、積算基準を確認した。

【第2回】令和6年2月15日

第1回交渉で確認した内容に加え、見積単価の根拠を確認した。

【第3回】令和6年2月21日

単価の根拠として信頼性のある見積資料があるか確認した。

当省で同様の積算条件で積算を行った結果、著しく乖離していないことを確認した。

上記の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和6年2月29日、技術提案・交渉方式に係る有識者に価格等交渉結果について報告、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(2) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

①歩掛については、原則、標準歩掛を使用していることを確認した。

②単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、物価誌等で公表している統一単価及び市場単価を使用していることを確認した。

③見積歩掛については、施工中に歩掛調査を行い今後精査することを確認した。

④見積単価については、特別調査を行い今後精査することを確認した。

⑤優先交渉権者の見積額については、積算基準等と著しく乖離していないこと、根拠として信頼性のある資料が確認でき、その内容の妥当性が認められた。

また、総価において、当初発注者が競争参加資格の確認通知時に設定した参考額と優先交渉権者の見積額について、当局で同様の積算条件で積算を行った結果と著しく乖離がないことを確認した。

(3) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(4) 見積合わせ

実施日時 令和6年3月15日

4. 工事の契約相手方の決定

(1) 件名

佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事（その6））

(2) 契約者

佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事  
大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体

(3) 工事請負契約締結日

令和6年3月28日

(4) 契約金額

予定価格 21,112,181,794円（消費税及び地方消費税を含む）

契約金額 21,112,080,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 工事契約に係る有識者への意見聴取の経緯

本工事の契約にあたっては、契約相手方の特定について中立性・公平性を確保するため、価格等の交渉段階において学識経験者に意見聴取を行った。

意見徴収日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【価格等の交渉段階】

(1) 意見聴取日：令和6年2月28日～2月29日

(2) 意見聴取事項

- ① 価格等の交渉経緯について
- ② 価格等の交渉の合意内容について
- ③ 予定価格の算定方法について
- ④ 公表資料について

(3) 主な意見

- ・積算基準について
- ・価格等の交渉内容について
- ・価格等の交渉手順について